

旧新潟税関庁舎等監守要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文部科学省所管国有財産取扱規程（平成13年1月6日文部科学省訓令第23号）第7条第1項により定められた、文化庁所属の文化財である国有財産の事務処理基準（平成13年1月6日文化庁長官決定。以下「事務処理基準」という。）に基づき、本市が管理団体に指定（昭和45年1月19日文化庁告示第1号）されている旧新潟税関庁舎等の監守並びに保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「旧新潟税関庁舎等」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第172条第1項の規定に基づき重要文化財に指定された旧新潟税関庁舎並びに史跡に指定された旧新潟税関をいう。

2 この要綱において「管理者」とは、事務処理基準第3条に規定された国有財産の管理団体の教育委員会の教育長をいい、「監守者」とは事務処理基準第4条に規定された管理者の定める部下の職員である文化財保護行政所管課の課長をいう。監守者は同条の規定により部下の職員を「補助監守者」に定め、監守者の事務を補助させるものとする。

(範囲)

第3条 この要綱に定める監守並びに保全の範囲は、旧新潟税関敷地内にある建造物、門柱、柵、樹木、防災施設設備、標識板注意板及びこれらに付随するものとする。

(監守者の責務)

第4条 監守者は、旧新潟税関庁舎等管理者の指揮監督を受け、旧新潟税関庁舎等の監守に関し、次の事務を行なうものとする。

- (1) 国有財産の利用状況の点検
- (2) 火気使用箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底
- (3) 火気使用器具の管理状況の点検
- (4) 消火防災施設設備の点検
- (5) 庁舎等保全状況の点検
- (6) 境界標、標識等の点検
- (7) 建物等の施錠の点検及び鍵の保管状況の監守
- (8) その他監守上必要と認める事項

(管理人)

第5条 旧新潟税関庁舎等の監視並びに保全の用務は、旧新潟税関庁舎等管理条例（昭和47年3月29日条例第2号制定、平成20年12月19日条例第64号最終改正。以下、「条例」という。）第11条に定める指定管理者が、監守者の指揮監督のもとで行なうものとする。

2 指定管理者は、条例第13条（6）に定められた監守の業務を行なうため、管理人を置く。管理人は監守者の指示に従い次に掲げる用務に従事する。

- (1) 庁舎等管理のための巡視
- (2) 庁舎等の施錠の点検及び鍵の保管
- (3) 消火防災施設設備の保守
- (4) 禁止行為の監視並びに制止
- (5) 清潔の保持並びに清掃の実施
- (6) その他監守者の指示によるもの

(巡視)

第6条 管理人の定期の巡回は、おおむね次の時間に行なうほか、必要により随時行なわなければならない。

- 第1回 午前9時
- 第2回 午前11時
- 第3回 午後2時
- 第4回 午後4時
- 第5回 午後6時
- 第6回 午後10時
- 第7回 午前7時

(禁止行為の制止)

第7条 管理人は旧新潟税関庁舎等において、次に掲げる行為を発見したときは、制止又は退去を求めなければならない。

- (1) 落書き、その他汚損、き損をすること。
- (2) 広告等を掲示し又は配布すること。
- (3) 発火性又は引火性のある危険物を持ち込むこと。
- (4) 庁舎内及び庁舎周辺での喫煙、その他の火気を使用すること。
- (5) その他管理上必要があること。

(非常事態発生時の措置)

第8条 管理人は、旧新潟税関庁舎等の出火又は類焼のおそれがある近火を発見したとき及び非常事態が発生した場合には直ちに消火、警戒等臨機の措置をとるとともに、監守者に急報しその指揮を受けなければならない。

(管理日誌)

第9条 管理人は別に定める管理日誌に管理に関する必要な事項を記録しなければならない。

(防災施設設備の保守点検)

第10条 防災施設設備は常時維持管理に努めるとともに次に掲げる定期点検を行なう。

- (1) 消火栓放水試験 年1回以上
- (2) 放水銃放水試験 年1回以上
- (3) 貯水槽水位試験 年6回以上
- (4) 火災感知器作動試験 年2回以上
- (5) 炎検知器作動試験 年1回以上
- (6) 避雷針接地試験 年1回以上
- (7) 電気系統漏電試験 年1回以上

上記定期点検のほか、地震の発生及び台風の接近等の場合は直ちに点検を行なわなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度監守者が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から実施する。